

桐生市議会 歌代 公司 行政視察報告書

視察都市 北海道 森町（人口 13,389 人 令和 7 年 5 月末現在）

視察日時 令和 7 年 7 月 24 日（木）

午前・**午後** 2 時 00 分～午前・**午後** 4 時 00 分

視察項目 ・ 通年議会の運営と課題 ・ 議会改革の取り組み

◎視察概要

視察項目 ・ 通年議会の運営と課題

・ 議会改革の取り組み

【参加して下さった議員及び職員の方々】

○森町議会 木村 俊広 議長

○森町議会 伊藤 昇 副議長

○森町議会 東 隆一 総務経済常任委員会委員長

○森町議会 高橋 邦雄 民生文教常任委員会委員長

○森町議会 齋藤 優香 広報広聴委員会委員長

○森町議会 河野 文彦 監査委員

○森町議会事務局 関 孝憲 議会事務局長 併 監査事務局書記長（司会）

○森町議会事務局 長谷川 拓哉 議会事務局庶務係長 兼 議事係長 併 監査事務局書記

（１）説明要旨

○森町議会事務局 関 孝憲 議会事務局長 併 監査事務局書記長

「通年議会について(経過)」

- 平成 21 年 3 月に議会改革等調査特別委員会を設置し、議会改革に着手。

その議会改革の議論の中から、通年議会導入の検討が始まった。

- 【背景】

議会は、これまで年 4 回の定例会や必要に応じて開かれる臨時会により、提案される議案に対する審査・議決を行ってきたが、議会の招集権は(当時) 町長だけにあり、突発的な事件や緊急の行政課題については、議会が招集されない限りその対応ができないことや、地方自治法第 179 条第 1 項の規定による専決処分などの課題があった(当時阿久根市で議会を開催せず専決処分を乱発する事件があった)。

- 議会の会期を通年にする事で、議長により速やかに本会議を開くことができ、災害などの突発的な事件や緊急の行政課題などにも議会としてすぐに対応することができるようになると考えられることから、本町議会として、会期を 1 年間とする「通年議会」を導入することが妥当との結論に至った。

- 導入にあたっては、9 ヶ月間の試行期間を設定し、評価と検証を行い、平成 23 年 1 月から本格実施した。
- 議会の活動能力がない「閉会中の期間」を無くし、議会が主導的・機動的に活動できる制度によりチェック機能の一層の充実強化を図るものであり、災害時の緊急対応や突発的な行政課題に議会が開けることが重要とした。
- このことから、森町議会では、臨時会を開くことがなくなり、本会議は、3 月・6 月・9 月・12 月の定例に再開する形とした。
- 更に、平成 24 年 9 月 5 日に地方行財政検討会議及び第 30 次地方制度調査会は、通年会期制度の創設について、「現行の定例会の議会運営の方式に加え、通年を会期とすることを選択できるようにする方式では、定例日を条例で定めて予見可能性のある形で定期的に会議を開くこととすることによって、これまでとは異なる議会運営を可能とし、議会運営の方式の選択肢が広がるのみならず、より幅広い層の住民が議員として参画し易くなることにつながるものと考えられ、その制度化を図るべき」とし、「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備」を、平成 24 年 12 月会議において図った。
- 「会期」は 1 月 1 日~同年の 12 月 31 日までとする。(法 102 条の 2 第 1 項の規定)
- 「本会議」の定例日は
3 月及び 9 月は 1 日から 15 日まで
6 月及び 12 月は第 2 火曜日及び同水曜日に開催する。(法 102 条の 2 第 6 項)
- 前項の規定にかかわらず、緊急に議案等の審議が必要な場合は、その都度本会議を再開することができる規定している。
- 「一事不再議」は定例日に再開する本会議の都度「事情変更の原則」があったものとみなす。

「通年議会実施の効果(メリット)」

1. 会期を年 1 回としたこと、定例日を指定したことにより計画が立て易くなった。
2. 臨時会がなくなったことにより、町長の招集権がなくなり告示行為も必要なくなった。
3. 議会が主導的に議会を開く仕組みとなった。
4. 閉会中の期間がなくなり、委員会の所管事務調査が随時・必要に応じて出来ることとなった。(注:申し合わせにより、従前どおりの運用)
5. 専決処分の指定を行い、制限を加えた。また、専決処分を極力少なくし、単項議決などの早期議決、早期執行が可能となった。
6. 一時不再議は定例日に再開する本会議の都度、事情変更があったものとみなす。

「通年議会実施の効果(デメリット)」

1. (過去の行政視察受け入れの際にも)森町としては、「特になし」としている。

森町議会本会議調べ（令和6年）

本会議名称	開催日	主な議題
2月会議	2月 8日	補正予算等
3月会議	3月 2日～3月14日	<定例>
4月会議	4月 2日	財産の取得
4月第2回会議	4月30日	条例改正・補正予算・財産の取得（追認含む）
6月会議	6月 4日	<定例>
6月第2回会議	6月26日	補正予算・財産の取得・契約締結
7月会議	7月16日	補正予算
7月第2回会議	7月30日	補正予算・契約締結
9月会議	9月 2日～9月13日	<定例>
10月会議	10月21日	補正予算
11月会議	11月11日	補正予算
11月第2回会議	11月22日	補正予算
12月会議	12月10日	<定例>
計13回		

森町議会本会議調べ（令和7年）

本会議名称	開催日	主な議題
1月会議	1月30日	条例改正・補正予算等
3月会議	3月 3日～3月13日	<定例>
4月会議	4月30日	条例改正・補正予算
6月会議	6月12日	<定例>
6月第2回会議 (8月会議 予定あり)	6月19日	補正予算
計5回		

「通年議会(事務局所感)」

- 森町議会では「費用弁償」などの追加費用になりうる支給がないため、導入しやすかったかと思われる。
- 通年議会の試行から16年経過し、現在では、本会議・委員会等の開催は概ね2週間前の協議でも無理なく感じる。実際、そのように出来ている。
- 上記の常態化と現在の森町議会議員定数が14名であるため、欠席者を招くような乱暴な運営にはなっていない。
- 議決を必要とする工事（契約）や物品の納入など、年度内での処理が難しい昨今では、柔軟に単項議決のための本会議を開催している。

「議会改革の取組み」

- 前身の議会改革調査特別委員会において、令和 4 年 6 月会議に議員定数を 16 名から 14 名に削減。
改選後も引き続き、定数・報酬も含め引き続き調査研究が必要であるとし、早期に特別委員会を設置し、以下のとおり取り進めている。
- 令和 5 年 9 月 14 日 森町議会 9 月会議で、議会改革調査特別委員会を設置
- 令和 5 年 10 月 6 日 第 1 回議会改革調査特別委員会
【前回の審議結果と今後の進め方】
- 令和 5 年 12 月 8 日 第 2 回議会改革調査特別委員会
- 【議員定数に関する調査票を配布】
- 令和 6 年 2 月 16 日 第 3 回議会改革調査特別委員会
【議員定数の見直しについて審議】
- 令和 6 年 4 月 12 日 第 4 回議会改革調査特別委員会
【議員報酬の見直しについて審議】
- 令和 6 年 6 月 27 日 第 5 回議会改革調査特別委員会
【議員定数について現状維持（14 名）とした】
- 令和 6 年 8 月 30 日 第 6 回議会改革調査特別委員会
【議員報酬を増額することに決定】
- 令和 6 年 12 月 6 日 第 7 回議会改革調査特別委員会
【議員報酬の改正時期について審議】
- 令和 7 年 2 月 6 日 第 8 回議会改革調査特別委員会
【議員報酬の改正時期について準備出来次第とした】
- 令和 7 年 6 月 19 日 第 9 回議会改革調査特別委員会
【議員報酬の増額幅の決定と答申依頼書を審議】
- 令和 7 年 7 月 2 日 議員報酬の改正に係る諮問の依頼書を議長から町長へ提出
- 令和 7 年 10 月 末日 答申を受理予定
- 令和 7 年 12 月 12 月会議で条例を改正する予定

(単位：円)					
		議長	副議長	委員長	議員
議員報酬月額	現行	295,000	225,000	205,000	195,000
	改正後	340,000	275,000	255,000	243,000

- 以降の議会改革調査特別委員会については、議会基本条例を主軸としているが、例えば「政務活動費」、「住民参加」、「自由討議」など題目を設定し深掘りしつつ、一つ一つ森町議会になじむ形を模索していく予定である。

(2) 主な質疑応答

◎歌代議員

事前に、森町のホームページで、通年議会についての記載を拝読した。

そのなかで、「議長の判断で休会、閉会（※質問者の誤り。正しくは「再開」である）できる」とあったと記憶しているが、通年議会をしているなかで休会、閉会（※質問者の誤り。正しくは「再開」である）するのか？

※以下、森町ホームページより

議会の運営 更新日:2025 年 03 月 28 日 ページ ID : 56

通年議会の導入(招集と会期)

森町議会は、平成 23 年 1 月から「通年議会」を導入実施しました。通年議会とは、年 1 回議会を招集し、会期を通年と定め、議長の判断により休会と再開を繰り返す仕組みです。

④森町議会 木村 俊広 議長

説明したように、通年議会で行っているが、その月の議会で議事がすべて終了した段階で「休会」をする。

そして、「いつでも再開できる」ということである。

専決処分が無いわけではない。

災害対応などの対応では、議会が通年議会でも認めざる得ないだろうと承諾している。

基本的には、日程が許す限りは、議会を再開して対応するというスタンスである。

④森町議会事務局 関 孝憲 議会事務局長 併 監査事務局書記長

実際、通年議会になってから 16 年経っている。

今の形がなじんでしまっている。事務局でも、その状態ではない議会を経験した者がいない状態である。

事務局が「こんなカンジで議員さんを招集していいの？」というタイミングで招集することもあり、まさに、「閉会中」という概念が存在しない。

④森町議会 木村 俊広 議長

議会開催の資料(※上記 3 ページに掲載)を見ていただければわかるように、ひと月に複数回の議会を開催することもあり、行政側の都合に合わせて開催している。

◎人見議長

議長はじめ議員さん、みなさん色々と御予定がある方々かと思われるが、招集するときにはどんなことを心掛けておられるか？

④森町議会 木村 俊広 議長

町長のスケジュールがタイトなので、それに合わせて日程を決めている。

議員諸侯には、その日程に従っていただくという感じである。

今のところ、そのやり方で、極端に出席者が少ないという状況にはなっていない。

◎人見議長

場合によっては、議員さん全員が集まらないということもあるのか？

④森町議会 木村 俊広 議長

大体揃っている。病欠などのことはあるが、ほぼほぼ全員揃っている。

④森町議会 高橋 邦雄 民生文教常任委員会委員長

基本、通達が2週間ぐらい前を目途に出るようになっている。

なので、基本的には、みなさん出席されている状況である。

④森町議会事務局 関 孝憲 議会事務局長 併 監査事務局書記長

先の説明(2 ページに掲載)にあったように、通年議会といえども、(本会議の)「定例日」というのを設けてあり、「3月と9月は1日から15日まで」、「6月と12月は第2火曜日、水曜日」としている。

この日程のなかで、一般質問などを行っている。

条例上は、この定例日については、「2ヶ月前に協議する」ということになっている。

それ以外の日程の協議については、「1ヶ月前に協議する」という形をとっているが、実際上は、1ヶ月ぐらい前に議長と私と議運委員長などで話をして、報告という形に近い。

それで、直前の3～5日前には、議会運営委員会として正式に日程と議案の中身を委員会のなかで揉んでいただいている、という形である。

④森町議会 木村 俊広 議長

ただ、突発的に対応しなくてはならないものもあり、定例議会中でも、最終日に議運を経ずに、その日の内に採決するような場合もある。

◎北川議員

議案に対する質疑の事前通告はどのようにしておられるのか？

④森町議会 木村 俊広 議長

事前通告は無しで行っている。

ただ、「これはそれなりにもめるかもしれない」というものについては、執行部から全員協議会のような形で、ある程度の情報を提供してもらっている。

その続きで議会も開催している状況である。

◎北川議員

それは、事前審査にはならないのだろうか？

④森町議会事務局 関 孝憲 議会事務局長 併 監査事務局書記長

議案として審議するのではなく、事業の説明をうけるような形である。

◎北川議員

専決処分についてお伺いしたい。

桐生市議会では、コロナ禍のときに、国から交付金が次々と出てきたときに、都度都度、臨時会を開くのか、専決処分にするのかの問題があり、結局、大半は専決処分となったが、森町では、専決処分にするものと、臨時会で審議するものの線引きは、どのようになっているのだろうか？

④森町議会 伊藤 昇 副議長

やはり、基本的には、「議会を開く暇(いとま)が無い」ということ(が専決処分の理由になる)。「すぐにやらないと町民が不利益を被る」というものであればという場合である。

④森町議会 木村 俊広 議長

ケースバイケースではある。

④森町議会 高橋 邦雄 民生文教常任委員会委員長

基本、線引きは、「緊急性」である。即、対応しなくてはならないものは専決処分で、ということである。

④森町議会 木村 俊広 議長

直近の例では、「山が崩れて土砂が流出して用水路が塞がり、田植えに影響が出る」という案件があった。

災害ではないけれども、早急に対応しなくてはならない、ということで、「それは専決処分を認めざるを得ない」ということになった。

通年議会といえども、「何が一番大事か」といえば、「町民の暮らしを守る」ということであるので、それに応じた形で行っている。

④園田議員

法改正などに伴う文言の軽微な修正などの場合にも、議会を開いておられるのか？

④森町議会 木村 俊広 議長

そこまではやっていない。

大体、毎月、議会はやっているんで、そこで審議している。

④園田議員

町長の(議会の)招集日が無くなる、ということになったわけだが、それは、条例を変えたのだろうか？そのときに、どれくらいの範囲で条例を変えたのだろうか？

④森町議会事務局 関 孝憲 議会事務局長 併 監査事務局書記長

16年前の資料を見ると、「会議条例」「会議実施要項」「委員会条例」「会議規則」「会議運営基準」と、それぞれあるが、その文言のなかに通年議会のものを盛込んだ、という程度で済んでいる。

他の自治体では、「議会基本条例」を設置して、ほとんど条例化して(通年議会を行う)形をとっているところもあるが、森町では“盛り込む”という形であった。

議会基本条例を立てたときには、相応に苦労するのではないかと、事務局では考えてはいる。

④森町議会 木村 俊広 議長

私が議員になって、ちょうど 16 年ぐらいである。

議員になってすぐにこれ(通年議会)を改正した。なので、変わったこと自体が(実感としては)よくわからない。

感覚的には、「なんで専決処分するんだ？」ぐらいの感覚ではある。

◎園田議員

議員のみなさんは、適時、呼び出されるわけだが、常任委員会、所管事務調査などもあるなかで、予定が立てられなくはないか？

④森町議会 東 隆一 総務経済常任委員会委員長

議員(活動)が優先であるということ。

他に仕事を持っても、招集されれば、それは、さておいて、議員活動が優先である。

何があっても出なくてはならない。

④森町議会 伊藤 昇 副議長

私も会社を経営しているが、決算(がある議会期間)は 2 週間ぐらいになるが、そのときは、会社の方では、人を頼んでいる。

やはり、「議員の方が優先だ」と思っていなければ出来ないと思う。

他にも、そういう議員がいる。

④森町議会 木村 俊広 議長

他の自治体と比べれば、報酬も低いので、他の仕事と掛け持ちになるのが当たり前だ、という形で、町民にも理解してもらっている。

他に仕事をやっている議員も、更に色々な団体の役員もやっている人が多い。

◎視察成果による当局への提言または要望等

森著議会では、16 年前から通年議会が導入されている。森町議長をはじめ、複数の議員さんのお言葉からも、事務局の方の説明からも「通年議会でない議会が想像できない」という実感がひしひしと伝わってきた。制度運用的にも、意識的にも常態化していると感じた。

通年議会について、事務局の方からは、『費用弁償』などの追加費用になりうる支給がないため、導入しやすかった面もあるかと思われる」という御説明もあった。

また、そのような議会運営を可能としている数値化できない要因として、「異なる意見を持ってシッカリ議論はするが、人の繋がり的には非常に調和的」な雰囲気をもった議会であるという点も挙げられるのではないかと、とご参加いただいた議員さんたちの発言をお聞きしていて実感した。

森町の通年議会では、議案に対する質疑の事前通告は無しで質疑応答が行われている。一定の議案については、事前の全員協議会で執行部からの情報提供があるようではあるが、通年議会制度では、当局側にも、相応の意識改革が必要とされるものだということが感じられた。